

特集

滋賀県における融和運動と地域社会

——初期滋賀県昭和会の活動実践——

吉村 智博

要約

小論は、地域社会における融和運動の具体像、とくに初期滋賀県昭和会の活動実践と融和事業の内容に焦点をあてて、その歴史的意義について考察している。蒲生、愛知、犬上、伊香、高島の五郡に点在する六つの部落を対象にして、その具体的な展開過程をおっている。融和運動史の現段階において、地域社会の歴史的特質と融和事業の内的連関を探りつつ、融和運動の推進主体の方策と実効基盤を明らかにする作業は重要な意味をもつ。こうした視点で考察したところ、初期滋賀県昭和会は従来の社会事業、自治組織としての改善事業の限界を打開するために組織されていた。しかしそれは滋賀県の融和運動の発端という意味ではなく、むしろ一九二〇年代の地域融和団体を統括し、二〇年代後半～三〇年代初頭にかけての融和事業を全面的に担い、合目的、効率的に機能していった。

はじめに

一九七〇年代以降とくに高い関心が払われるようになった融和運動の史的究明は、九〇年代に入って、融和運

動の地域社会における実像を探ろうとする視角が共有されるようになり、その活動実践の具体像に焦点があてられていく。それゆえ、融和運動と水平運動（水平社）との対抗性を問題とするのではなく、双方の親和性を包括した視点が研究課題の中心に据えられるようになった。

こうした研究動向をより明確に提示したのは、全国水平社創立八〇周年を記念して刊行された『近代日本と水平社』⁽³⁾であった。とりわけ、藤野豊は「水平社運動・融和運動の両者を部落解放運動として包括するべきである」と明言し、水平社未組織県における具体像を描きだしている。⁽⁴⁾融和運動を権力による水平運動への対抗政策としてのみ捉える評価はすでに成り立たなくなってきたのである。

一方、滋賀県における融和運動史研究は早く七〇年代からはじめられていたが、もっぱら水平社との対抗性だけで叙述されており、徳島法融「明治大正における豊郷町大町部落について」⁽⁵⁾や滋賀県部落史研究会編『滋賀の部落』⁽⁶⁾第二巻にその典型をみることができると。八〇年代後半〜九〇年代には、融和運動・融和事業をやや詳細に叙述する傾向となり、滋賀県全般では、谷口勝巳『近江の被差別部落史』⁽⁷⁾が、部落単位の通史では、『桐原の部落史』(一九八八年)、『末広町史』(一九九三年)、『近江八幡の部落史』(一九九五年)、『広野町史』(一九九六年)が相次いで刊行され、それぞれ独自の融和運動像を描いている。

そして二〇〇〇年に入って、滋賀県水平社の結成などの事実関係を再検証しつつ、融和運動をかなりくわしく

叙述した通史が編纂される。とくに『野洲の部落史通史編・資料編』は「融和運動の出發」(前川修執筆)を立項し、それまで等閑に付されがちであった融和運動と融和事業について詳細に論じた。⁽⁸⁾

こうした研究史上において筆者は、「一九二〇年代の滋賀県水平社と地域社会」を発表し、滋賀県水平社の創立経過について触れ、主に融和思想の内面化について焦点化し、融和運動への地域の主体的関与について論じた。⁽⁹⁾

小論は、従来の研究に学びつつ、拙稿の課題を踏まえて、地域社会における融和運動の具体像、すなわち初期滋賀県昭和会の活動実践についての考察を目的としている。したがって、対象時期は同愛会および帝国公道会が中央融和事業協会に糾合され、融和団体の統轄がなされた一九二七年(昭和二)から、「昭和恐慌」を経て、部落経済更生運動が提唱される三二(昭和七)までに限定した。融和運動史研究の全体像からすると、対象を限定しての立論となるが、現段階において、地域社会の歴史的特質と融和事業の内的連関を明らかにする作業は重要な意味をもつと考えられる。

なお、本稿で使用する「融和運動」とは、相互規定性的のもとで展開される融和事業と融和思想の双方を包括し

ている。

一 融和運動の歴史的諸前提

融和運動の具体像の検討に入る前に、本論を補足する意味から必要な限りにおいて、その歴史的諸前提について整理しておきたいが、それには一八八〇年代まで遡及する必要がある。小論で対象とする蒲生、犬上、愛知、伊香、高島の五郡に点在する六つの部落（大林、豊田、三ツ池、大町、広瀬、M）を概観してみたい。

一八八〇年（明治一三）時点のこれら六つの部落における土地所有面積は、農業従事戸数に比して極めて零細で、近世の旧本村（本村付体制）の所有高とは格段の落差が生じていた。仮に耕地を村内で均等に配分したとしても零細農で満たされることになり、自作農が存在する余地は基本的にありえなかった。たとえ自立した農業経営が可能であったとしても、部落総体としての生産性はほとんど期待できない状況だったのである。にもかかわらず、その後も部落の人口は増加の一途を辿ることになる。⁽¹¹⁾

当該期の部落は一般的に零細農を多く抱えながら、人口稠密状態となっていた。そこには、部落改善運動・改

善事業の一定の成果が看取できる一方、部落の実態を個別に詳しくみると、大林、豊田、三ツ池の三部落と、大町、広瀬、Mの三部落との間には、基本的な相違点があることも確認できる。

第一に、生業構造の点で、大林、豊田、三ツ池では、農業外の職種が豊富であり、生産力の盤石さがうかがえる。大林は、農業従事者によって雪駄・木履の鼻緒づくりのほか編笠、蚊帳などの製造業がおこなわれており、商業分野でも米、肥料、塩、雑穀、野菜、荒物、革細工、盆栽などの商売が確認できる。⁽¹²⁾ 豊田でも、農閑期に草履、草鞋製造に従事しているほか、牛馬を一五頭所有しており、農業従事戸数に比してかなりの多さである。⁽¹³⁾ また、三ツ池では漁業、菓業、米商業のほか、博労が記録されている。⁽¹⁴⁾

これに対して、大町では鱒採り・売り、弊牛馬処理などが、広瀬では草鞋・草履販売、人力車夫などが、Mでは木綿織、硯づくりなどが列記されており、農閑期の副業に近い職種が多くなっている。⁽¹⁵⁾

第二に、大林、豊田、三ツ池では、旧本村の意向および滋賀県の政策によって近代初頭に分村独立させられ、早くから自治の実践が要求されていた。大林では一九一三年（大正二）に同仁会が、豊田でも同年、輯睦会が結

成される。これに続いて三ツ池では、一九一八年（大正七）に豊郷済美会が創立され⁽¹⁷⁾、一九二〇年（大正九）には、三ツ池崇徳財団⁽¹⁸⁾が、さらに三ツ池自彊会、三ツ池自彊社三ツ池産業組合が相次いで活動を開始している⁽¹⁹⁾。

一方、大町、広瀬、Mは、「解放令」以後も実質的に旧本村の行政的従属下にあり、自治を制約される状況にあった。

分村独立によって、早期に自治を経験した大林、豊田、三ツ池の三部落では、部落改善運動を通過することによって、「儉約」「質素」を実践する主体を形成して⁽²⁰⁾いた。これに対して、行政的な従属関係に位置されていた大町、広瀬、Mの三部落では、地域の改善事業は未着手であった。このように、生業構造と自治的経験との相違が、六つの部落の融和運動および融和事業の方向性を決定づけ、滋賀県昭和会の下での融和運動の実践形態も違ったものとなっていく。

二 融和運動の具体像

一九二八年（昭和三）七月一日に、従来の部落単位の予算措置を基本的に継承する路線を打ち出して滋賀県昭和会が設立される⁽²¹⁾。この過程において、一九一〇年代に

自治経験をもつ部落と、行政的従属型であった部落との間に、事業実施段階で明瞭な違いがあらわれてくる。

1 融和思想の形成とその実践

—大林・豊田・三ツ池の場合

表1は、自治経験のある、その意味で自立型でかつ改善運動団体による実践をおこなってきた三つの部落について、一九二七―三二年（昭和二―七）までの融和事業の実施内容と金額を滋賀県および国からの補助事業に限定して一覧にしたものである。これを概括してみると、日常生活にかかわる事業も一部にはみられるものの、主として善隣館など隣保施設の建設・運営や副業奨励、授産指導などに重点が置かれている。

こうした補助事業だけでなく、思想実践の一つの形として、富豪による寄附行為が、三ツ池でみられる。『朝日新聞 京都版』一九二二年二月二七日付は、「改善の実を挙げて富豪等の尽力／三ツ池の理想郷」の見出しで次のように報じている。

（前略）熱心に尽力したので著しく改善の実を挙げ、一昨年信用販売購買組合を設立して現在組合員は百九十二名で同字戸数の九割以上を占め出資金一戸一口に限定してあるが全部払込済である（以下略）

表1 大林・豊田・三ツ池における融和事業内容 (1927~1932)

(単位 円)

年度 村名	1927	1928	1929	1930	1931	1932
蒲生郡 宇津呂村 (大林)	—	—	—	—	共同浴場修繕 道路改修 納税奨励 1,036 (0.02)	—
蒲生郡 北比都佐村 (豊田)	地区整理 7,000 (0.17)	—	授産作業所新設 指導者設置 道路改修及修繕 共同浴場修繕 共同井戸新設 5,444 (0.06)	輯睦会館新設 貯水池新設 道路改修 9,500 (0.14)	学業奨励 裁縫教授 施療 会館経営 納税奨励 744 (0.01)	—
犬上郡 豊郷村 (三ツ池)	善隣館経営 1,010 (0.02)	動力農具設備 善隣館経営 2,072 (0.03)	共同浴場改修 道路新設 4,372 (0.05)	善隣館新築 副業奨励 8,330 (0.12)	善隣館経営 副業奨励 888 (0.01)	—

出典)「融和事業年鑑」昭和2年版~昭和7年版

注) 点線以下の金額は、「事業費」と「補助金」の合計額。()内は当該年度の国および県が執行した全額に対する比率(単位%)。

販売購買組織の充実が改善運動の指標として認識されている。

また、輯睦会は一九二二年(大正一一)に、「明治大帝ノ聖旨ヲ奉ジ日夜碎励誠ヲ致シ風俗衛生ノ改善ハ勿論特ニ皇国精神ノ本義ニ則リ知識ヲ磨キ廉恥ヲ重ンジ既ニ形式上消滅シタル差別撤廃ノ実ヲ拳ゲル事ヲ期ス」と「宣言」している。同仁会でも、納税、礼儀、婚札、言動、身体、貯蓄など日常生活の細部にわたる「規約」を一九二九年(昭和四)に採択して(22)おり、明確な融和運動への主体的関与が看取できる。

こうした思想実践は、部落改善運動期に定着して融和運動へと継承され、その後の部落における運動への関わりかたを大きく規定していったとみられる。したがってこの三つの部落では、滋賀県昭和会のもとで、融和思想の形成に重点を置いた運動が展開されていくのである。

2 地域改善事業の重視とその実践

— 大町・広瀬・Mの場合

これに対して、永く行政的従属下にあった大町、広瀬、Mについて、さきと同様に一九二七~三二年までの融和事業の実施内容と金額についてみたのが、次頁の表2である。一見して明らかのように、区画整理、道路改修、共

表2 大町・広瀬・Mにおける融和事業内容（1927～1932）

（単位 円）

年度 村名	1927	1928	1929	1930	1931	1932
愛知郡 日枝村 (大町)	地区整理 7,137 (0.15)	—	道路改修 排水溝渠新設 村道修繕 溝渠修繕 井戸堀整 8,927 (0.11)	動力農具購入 共同浴場改修 3,256 (0.05)	「懇談会」※ 「映画会」 (大町農業組合へ) 565 (0.01)	—
伊香郡 木ノ本町 (広瀬)	裁縫講習会 260 (0.01)	浴場修繕 裁縫及作法講習会 1,028 (0.01)	—	—	「懇談会」※ 「映画会」	公会堂建設 防水用貯水池新設 3,058 (0.06)
高島郡 安曇村 (M)	—	春蚕場新設 共同井戸新設 消防器設備 住宅改良 用水路新設 8,916 (0.11)	住宅地拡張 道路新設 地域整理 11,672 (0.14)	地区整理 道路新設 道路改修 排水溝新設 10,971 (0.16)	「懇談会」※ 「映画会」	住宅改善及副業奨励 鏡鏡台建設 7,568 (0.15)

出典) 『融和事業年鑑』昭和2年版～昭和7年版。

注1) 点線以下の金額は、「事業費」と「補助金」の合計額。()内は当該年度の国および県が執行した全額に対する比率(単位%)。

注2) ※の内容は、児童保護、青少年教化(教育)、経済向上の諸施設に関する件(『融和時報』63号<1932年2月号>)なお、「懇談会」「映画会」ともに金額は不明。

同井戸・住宅・排水路・防火用水の新設など日常生活にかかわる施設の改善事業が毎年のように実施される。また、衛生、教育、経済向上などを柱とした事業も実施されている。ただ、補助金額は県内全般の事業費割合からすると、いずれも少額にとどまっている。

前章でもふれたとおり、「貧窮」とでも形容される部落に対しては、すでに町村合併期(一八八九年施行の町村制前後)から次のような言説が書き連ねられていた。⁽²³⁾

(前略) 大町村ニ至テハ三百戸垂々タル戸数ヲ有セシモ土地財産等乏シク実ニ本郡比類ナキ未開ノ貧村ニシテ又タ民業人情風俗等素ヨリ同シカラサルハ勿論然ルヲ現今聯合ノ区域ヲシテ若シ該村ヲ合併シ一村画一ノ経済ヲ実施スルニ至ラハ其費額ノ負担ニ堪ヘサルヨリ年頃之レカ補充ヲナササルヲ得ス然ルトキハ該一小部分ヲ補佐センカ為メ他ニ負担ノ重キニ過キ終ニ衰頹ヲ来タシ供^(ママ)ニ自立ナス能ハサルニ抵ルモ知ルヘカラス故ニ此際該村ヲ区域外ニ分離シ而シテ他ノ六ヶ村ヲ以テ之ヲ一町村ニ併スモ将来民心ニ関スルコト之レナキノミナラス行政上至極適當ナル義ト信認候ニ付此段答申候也

これは、「愛知郡下枝村六ヶ村町村組織ニ関シ御諮問ニ付答申書」(戸長から郡長あて)にある一節で、「貧村」

であることに加えて、「人情風俗」についても明言されている。

この三つの部落については、環境改善を柱とする融和事業の完遂が重視されていたのであり、さきの三つの部落が改善運動期に通過した事業実施が遅れておこなわれていたとみることが⁽²⁴⁾できる。

では、こうした複数の回路をもつ融和事業がなにゆえに実効力をもったのであろうか。この点について滋賀県における融和運動の特質と活動基盤を軸に次章以下でみていくことにしたい。

三 融和運動の展開過程

1 盤石な水平社対策

滋賀県水平社の結成大会が国粋会との衝突からいったん流会した一九二四年（大正一三）一月一八日以降、滋賀県の水平社対策は精緻さを増していた。同年三月三日には、全国水平社創立一周年に合わせるかのよう⁽²⁵⁾に、「差別撤廃運動に關し決議発表の件」と題する次のような県知事通達を⁽²⁶⁾発している。長文であるが、県の融和政策の決意と本質が凝縮されているので、ほぼ全文を引用

したい。

滋賀県に於ける穩健なる改善団体は、水平社の如き過激急進なる差別撤廃運動を退け、益々着実なる思想に立脚して部落の向上発展に努力するため、本月一日・二日の両日間に臨時会合して、左記決議文を發表し、県は之が助成に努めつつあり。

我々が多年命懸けで望んで来た差別撤廃を實行するために、種々の団体が各地の出来るといふことを聴いて、我々は非常に喜んだ。どんな応援でもして見たいと思つて居つた。尨が、それ等の主張を聴いて見ると、却つて差別の撤廃どころか一層排斥されそうな事ばかりである。ひどい話になると民族争闘だなどと言つて、我々は差別されるのが当然のようなことを言つて居る。

四民平等の御聖旨を何と解して居るのであるか。我々は同じ大和民族だ、それだから差別されるのを不当だと考えるのだ。同じ先祖から生まれたものが、お互いに排斥したり軽蔑したりすることは実に不当なことであつて、あさましいことである。仲善く手を引き合つて天皇陛下に忠義を尽くし、国家の為に奉公するのが我々の義務ではあるまいか。仇敵のようにして喧嘩し合うことは我等の望む所ではない。之等は差別撤

廢に役立つ筈はない。決して我等の幸福でもない。民族争闘と言うのは、毛色目色のかわった者の間の争いのことだ。民族争闘など言うなら我々は和民族ではないだろうか。之では我々の信念とも事実とも違って居る。こんなことは亜米利加の黒奴の泣き言を真似する半可通なハイカラの言うことだ。こんなことで本当に看板通りの差別の撤廢が出来るのだろうか、却つて排斥されるようになりはせぬだろうか。

(中略)

頼みもせぬのに全国同胞の代表のような顔をして、柄にもない処をつけて世間一般の人達の反感を挑発し廻る人達のために、今日迄の骨折を踏台にされることは御免蒙つた方が、千倍も万倍も賢い仕方だ。自分達は長い間本当に差別を撤廢するために、どんな人にも負けないだけの修養を積んで来た。我々の中には学問をしたり社会の公益を進めたり、又は国家の産業に献身したりして、一般の人達から却つて親分だとか主人だとか言われて尊敬せられるようになって来た人も沢山あるのに、今頃出て来た新しい過激な運動のために、其の成績を台なしにされるのは如何にも残念なことではないか。滋賀県に於ける我が同胞は真面目に働いて地位を向上し、自然と根底から差別撤廢の実を挙げる

積もりで、今迄辛抱に辛抱を重ねて来た。之は滋賀県の同胞の誇りとするところである。然るに或過激な団体の委員等は我が同胞の此の真面目な態度が、彼等の野心の妨げになることのように思つて、今後大いに滋賀県に宣伝することである。こんな間違つた話に耳を傾けるものは一人もあるまいと思ふけれども、しつかり考えないと、長い間の辛抱も水の泡となつて、又一層排斥され差別的扱いを受けることとなるから、此際此の趣旨を徹底せしめて、本当の確実な差別撤廢の実行を期する次第である。(以下略)

「亜米利加の黒奴の泣き言を真似する」という一文には、黒人への蔑視が読みとれ、差別の重層性と複合性を感ぜざるを得ない。そうした観点に立つて、水平社の活動を「民族争闘」的なものと規定し、差別撤廢を實踐してきたのは融和団体であると主張し、立身出世や国家貢献などを持ち出して融和運動の正当性を論じている。水平社の活動は差別的処遇を一層強めることになるとの見解で一貫している。

さらに、滋賀県水平社の結成(一九二四年四月一八日)前夜の一九二三年(大正一二)一月二二日、寺庄村宝木の活動家森口新右衛門らが水平社演説会を開催し、水平社滋賀県支部を設置し、全県下にその宣伝をしたい旨

を申し入れた際、次のような「懇論」をしている。²⁶

本県に於いては当局と地方民と協力し、自発的に融和の目的を達せんと努力し、現に其の効果を挙げつつあり。而して今日迄他府県に於て行われたる水平社運動の状況を見るに、往々社会の秩序を無視したる行動あるがため、多年努力の結果漸く除かれたる差別的溝渠を、又更に新しく生ぜしめたる実例あるは甚だ遺憾に堪えず。本県は過般郡市長及警察署長会議に於て、地方長官会議の際政府より指示せられたる趣旨に基づき、因習打破に関する件を指示し、尚今日迄施設計画し来たりたる地方改善事業の完成を急ぎ、県民融和の実現を促進せしむるに極力努力しつつある折柄なるが故に、此際水平社運動を興し他府県に於けるが如き道程を辿ることは決して策の得たるものにあらずと思惟するを以て、該運動は当分見合すを可とすべしと諭せり。

この後に、「何れも之を諒とし退座せり」とあるが、水平社を準備中の幹部が簡単に承諾したとは考えられない。むしろ、森口らが県側を説得する余地の無いことを察知して退席したとみた方がよいだろう。実際のところ、この会談から一カ月も経ない一九二四年一月には、県水平社の創立準備が森口らによつて着々と整えられてい

く。

こうした盤石な水平社対策を講ずることができたのは、滋賀県水平社の創立より以前に、県が社会課や地方課などを通じて、部落改善運動の方向性を明示し、具体的な実践を積んでいたからであった。たとえば、米騒動の翌一九一九年（大正八）に出された「細民部落改善方法」では、次のように規定されている。²⁷

- 一、各般事ノ業其成否ハ之ニ従事スル人ニアル故ニ細民部落中ノ有力者ヲ挙ケテ改善ノ中心人物タラシムルコト
- 二、細民部落ノ参会スル公会其他ノ席ニ於テハ決シテ差別的待遇ヲナスイトナク常ニ一般民ヲシテ不平等ナル待遇ヲ為スヘキモノニアラサルコトヲ悟ラシムルニ努力スルコト
- 三、神社ニアリテモ一般ノ氏子ト平等ノ取扱ヲ受ケメシ神社崇敬ノ念ヲ深厚ナラシムルコト
- 四、学校ニ在リテハ教授訓練ニ於テ両者ノ感情ノ融和ヲ図リ殊ニ遊戯其他ノ機会ニ於テ努メテ両者ヲ接近セシメ一般部落ノ児童差別的觀念ヲ去ラシムルコト
- 五、細民部落特設ノ分教場ハナルヘク速ニ之ヲ廃止スルノ方針ヲ採リ一般児童ト共ニ共学ノ教育ヲ施スコト

- 六、細民児童ノ学校教育ハ家庭ニ於テ破毀セラル、コト多シ故ニ学校当局者ハ児童ヲ通シテ家庭ニ接シ又特ニ父兄会母姉会等ヲ開催シ教育ニ関スル講話ヲナシ家庭ト学校トヲ連絡シ改良ヲ図ルコト
- 七、細民部落ニハ特ニ補習教育ヲ奨励シ精神教育ニ力ヲ尽シ又礼儀、作法、言語、裁縫、洗濯等ヲ練習セシムルコト
- 八、特ニ清潔法ヲ勵行セシムルト共ニ不良ナル井戸、不潔不完全ナル便所ノ修理、共同浴場ノ設置ヲ奨励スル等一般衛生思想ノ養成向上ヲ注意スルコト
- 九、トラホーム結膜炎等ノ患者甚タ多キヲ以テ之カ治療予防ニ関シテ懇篤注意ヲ与ヘ可成共同診療ヲ計画スルコト
- 十、細民部落民ハ耕地ヲ有スルモノ甚タ稀少ナルヲ以テ耕地ヲ周旋スルコト同時ニ適當ノ副業ヲ調査奨励スルコト
- 十一、耕地ヲ得ルノ望ナク又適當ナル職業ナキ者ニ対シテハ職業ヲ紹介シ又移住ヲ奨励スルコト
- 十二、部落ノ状況ニ応シ申合規約ヲ以テ改善ヲ要スル事項ヲ定メ其ノ実行ヲ誓約セシメ之ヲ監督指導スルコト
- 十三、勤業、教育、衛生、風紀其ノ他改良事項ニ関シ

講話講演会ヲ開キ常ニ彼等ノ自覚心ヲ喚起セムシルコト

十四、勤儉貯蓄、滞納矯弊ニ留意スルコト

神社氏子の加入から学校教育における差別待遇の禁止、共同浴場などの衛生面、さらに農地の確保や職業の保障など事細かに規定されている。こうした実務的な規定にとどまらず、一九二二年（大正一一）五月には、県社会課が主催する部落民懇談会で、「部落側からの希望事項」を公聴し、主たる要求として以下の三項目を挙げている。⁽²⁸⁾

一、部落民に対して政治家、教育家、宗教家等は差別的観念を抱いているから、如何にしても部落民は一般社会の進運に雁行することが出来ない、依つて将来は此の差別を根本的に撤廃し先づ其の着手として官公吏或は教員等に部落民を成るべく多く採用して貰たし⁽²⁹⁾

二、部落民が土地を所有しようと思つても或る地方では絶対に部落民に売買しないから、県当局は斡旋して部落民にも土地を所有することの出来るやうにして貰ひたい

三、部落民が兎角世の進運に遅れ勝ちであるのは要する力の問題である、力さへ充実したならば改善は自

ら出来るのである、是れには先づ部落民の教育程度を向上せしむる必要がある、故に第一に中等学校の入学優先権を附与せられたし

就業保障、土地斡旋、教育向上などの具体的課題となつては、こうしたヒアリングと改善方法の具体策が見事にリンクして事業がおこなわれ、滋賀県昭和会のもとでさらに進展していったことは、前章でみた事業実績からも明らかである。

すでに一九一〇年代から改善事業について網の目を張り巡らせていた⁽²⁹⁾滋賀県としては、各部落からの諸要求に対して難なく対応しえたのである。

2 本願寺教団との提携

明確な方針と具体的な方策をもつていた滋賀県が、融和運動の実戦部隊として全面的な提携をおこなったのは本願寺教団であった。早くも一九二一年（大正一〇）には、相次いで教団組織と提携した会合を催している。

滋賀県社会課が五月一四日に県公会堂で開催した部落改善協議会には、「斯業従事者並に篤志家」や「仏教連合会各支部」からの出席があった。この協議会の様子を『中外日報』は次のように伝えている。⁽³⁰⁾

午前中議事午後講演会で議事は、

一、移住奨励に関する事項。

二、隣保同化事業。

三、指導者養成に関する事項。

四、保導委員⁽³²⁾制度の活用に関する事項。

五、授産事業に関する事項。

六、児童保護に関する事項。

で参加者は部落民有志、改善に従事せる者、学校教員、町村役場吏員、保導委員⁽³²⁾で僧侶は五分の一を占めていた。滋賀郡真野町の三宮絜信氏は部落改善従事者一般の希望事項部落改善と東西本願寺との関係に就て意見を述べた、講演は京大教授山本美越乃氏の本問題に関する所見で参会者に一段の⁽³³⁾点眼を施した。

さらに、この時議題とされた「滋賀県の部落改善方針と寺院説教所の設置奨励」の案件についても、「指導機関の設置 改善機関の設置及び協同 移住及出稼の奨励 住宅改善 児童の保護 教育上の改善 保健衛生の改善 経済上の改善 社会教化」に続いて、以下の七項目の具体案を提示している。⁽³¹⁾

一、時々講演会を開催して仏教連合会嘱託講師、救済協会嘱託講師の講演をなし。

二、幻灯、活動写真、音楽等を講演会の際に利用して生活改善の機会を与へ且つ高尚なる情操を養成せし

め。

三、風俗展覧会を開催して各部落に巡回し自己の生活

の劣等なるを自覚せしめ向上改善の機運に向はしめ。

四、有志を糾合して社会見学団を組織せしめて一般社会を觀察せしめ。

五、青年団、処女会及母の会を組織せしめて之を指導誘掖し。

六、寺院、説教所、産業組合、事務所保導委員事務所文庫の設置を奨励し。

七、其の他部落内善行者の表彰部落改善の功労者の表彰を行はんとす。

こうした県の動きに対して、一九三〇年（昭和五）にいたると、教団側も自主的・積極的に応答するようになる。滋賀県仏教連合会主催の講習会を、同年一月八日より三日間にわたって県公会堂で開催し、その中日の九日に同連合会が滋賀県昭和会との間で意見交換したのち、次のような「決議」を採択している。⁽³²⁾

現下の社会情勢に鑑み、宗教家は融和問題に関して仏教の平等大悲の精神に基き深甚なる注意を払ひ、特に左記の事項に努力し、之が觀念の撤廃と解決とに更に一段の努力をなすこと。

一、体験を以て指導に当ること。

一、説教講演講習会等あらゆる機会に於て、信仰に基き融和思想の普及に努むること。

一、差別事件の調停斡旋に率先努力すること。

一、融和の障害となるべき事故の除去に努むること。

やや抽象的な内容ではあるが、本願寺教団と滋賀県とのこうした密接な連携が、融和運動の促進に大きく寄与していたとみてよいだろう。

3 内部自覚論の提唱

いま一つ、融和運動の浸透を促進する要因としてみておかねばならないのは、「大衆運動」という県のある種前衛的な戦術である。「大衆運動に備へるため／市町村単位の融和団体／滋賀県昭和会の試み」と題する記事は、次のように報じている。⁽³³⁾

（前略）大衆的宣伝に依る融和觀念の鼓吹に勉めることは、最も重要である（中略）各個人の真の心から自覚が興らなかつたなれば、それは単に概念や知識の普及に止り、實際の効果を期することは出来ない。（中略）運動の堅実性より見るも、斯うした小区域の自覚より漸進することは、効果の大なるものである。（中略）融和職員を内部同胞部落に出張せしめて常に宿泊掛の講習会懇談会を開催するの外、曩に市町村を単位とした

る融和団体の設置準則を示して奨励した（以下略）

ここでは、部落の側の「自覚」が繰り返し強調されている。これに続いて「市町村を単位とせる団体」として、明治会（和田）、輯睦会（豊田）、親愛会（南野）ほか七団体が、「改善を目的とせる団体」として、三ツ池崇徳財団ほか二つの財団が列挙されている。

具体的な融和政策を打ち出し、実戦部隊の組織化を掌握した滋賀県は、一方で部落の側にも「自覚」をもとにした融和の実践を要求することによって、主体性を喚起することも忘れなかった。市町村単位での組織の細分化と財団形式によって事業を主導することで、地域社会に网状組織を築きつつ融和運動を展開していったのである。

まとめにかえて

小論で考察してきたように、自治経験ゆえに自立的な部落と、包摂型ゆえに従属的な部落とでは、融和運動、とりわけ事業展開および思想形成の過程に大きな相違があらわれていたのであり、それはすなわち、融和運動の「複数基準」とでも表現しうるものであった。滋賀県によるこの「複数基準」の構えは、自立村においては、融

和運動への主体的関与と連鎖して、いっそうの融和思想形成への回路を切り開いていった。一方、従属型の部落については、事業をより綿密に展開していくことによつて、実質的な資力の底上げを図ることになっていった。

こうした歴史的事実からみると、初期滋賀県昭和会は従来の社会事業、自治組織としての改善事業の限界を開くために組織されたものの、決して滋賀県の融和運動の出發という意味ではなく、むしろ一九二〇年代の地域融和団体を統合し、二〇年代後半から三〇年代初頭にかけての融和事業の実効基盤の整理をおこなう役割を担っていた。融和運動の複数基準は、こうした経緯において登場したのであり、その意味で、滋賀県昭和会は県内の融和運動を遂行させるための必要不可欠の組織として極めて合目的、効率的に機能し、その後も存続していたといえる。

註

(1) 一九八〇年代までの研究状況については、秋定嘉和、中村福治、掛谷幸平、成澤榮壽、藤谷俊雄、藤野豊らの主要な研究を総覧しながら、藤野が「融和運動史研究をめぐる論点と課題」「部落問題研究」七三、一九八二年一月、「融和政策・融和運動史の論点と課題」「部落解

放研究』五六、一九八七年六月、「融和政策・融和運動史研究の状況」小林茂・秋定嘉和編『部落史研究ハンドブック』雄山閣、一九八九年など、一連の論攷において総括しており、最も示唆に富んでいる。

- (2) 小正路淑泰「自治正義団史論」『部落解放史・ふくおか』六六、一九九二年六月、および今井ひろ子「神崎郡における水平社運動と融和運動」『ひょうご部落解放』四七、一九九二年六月はその先駆的な業績で、いずれも地域社会における融和団体に着目してその実態を実証的に解明した点に大きな意義がある。また、布引敏雄も『融和運動の史的分析』明石書店、一九八四年のなかで「融和運動における地域性や個別性に注意を払う時、決して融和運動を十把一からげにして評価し、とるに足らぬものと無視し去ってしまうこと」(ii頁)はできないと述べている。最近では三原容子「群馬県水平運動における『融和主義』的路線について」『研究紀要』第六号 世界人権問題研究センター、二〇〇一年三月が、「融和主義」路線を進んだことを即誤りとはせず、ありのまま捉えてみよう」と試(一頁)みている。

- (3) 秋定嘉和・朝治武編、解放出版社、二〇〇二年。なかでも、藤野豊「水平社未組織県における部落解放運動史」、井岡康時「一九二〇年代前期の町村会選挙と奈良県水平

社」、守安敏司「一九三〇年代前期奈良県水平社の動向」の三論文は融和運動を直接考察の対象としているのではないが、地域社会における水平運動の意義を問いつつも、融和運動を水平運動の対抗物とするような一面的で狹隘な視角はとっていない。むしろ地域社会の政治参加や運動主体に重点を置いて叙述している。

- (4) 同上、二〇一〇～二〇二頁。
 (5) 『部落問題研究』三六、一九七三年二月。
 (6) 滋賀県同和事業推進協議会刊、一九七四年、「融和運動とその功労者」の項あり。
 (7) 滋賀県同和問題研究所刊、一九八八年、「融和運動のこり」の項あり。
 (8) こうした研究動向にもかかわらず、『淡海国における差別の歴史と部落問題』滋賀県同和問題研究所編・刊、二〇〇〇年一〇月のように、融和運動Ⅱ天皇制賛美との視点から、運動の歴史的意義を一蹴する評価も依然として存在しており、滋賀県の水平運動史研究の低水準さを象徴している。

- (9) 秋定嘉和・朝治武編著『近代日本と水平社』解放出版社、二〇〇二年所収(以下、拙稿Aと略)。なお、同論文の発表後、武田一夫「人権思いつくまま」第13回、第14回『地域同和』二五二、二五三号、二〇〇二年四月、

五月を読む機会を得た。新聞記事等を博搜した労作であり、滋賀県水平社の創立事情については武田の見解に筆者も全面的に賛成である。

- (10) 一八八〇年(明治一三)時点における六つの部落の総世帯数と土地所有面積との比較については、紙幅の都合上、一覧表を提示できない。したがって概略的に整理すると、農業従事戸数は対「旧本村」比で二割以上を占めているものの、所有面積は、大林部落を除いて、いずれも二割以下で、占有率が一桁の場合もある(『滋賀県物産誌』『滋賀県市町村沿革史』第五卷(資料一)、一九六二年)。

- (11) 一八八〇年～一九二〇年(大正九)にかけての六つの部落の人口および戸数動態は、紙幅の都合上、一覧表を提示できない。したがって推移の概要を示すと、大林部落で若干の人口減少が確認されるものの、いずれも一・五～二倍強の増加傾向にある(前掲『滋賀県物産誌』、『旧穢多村ノ状景調査書』、『全国部落所在地名調』による)。

- (12) 前掲『滋賀県物産誌』三〇一頁。
 (13) 同上、三九三頁。
 (14) 同上、五九八頁。
 (15) 同上、五五三、八六五、九二七頁。

- (16) 分村独立の評価については、拙稿「解放令」以後の分村独立運動の再評価」『部落解放研究』六九、一九八九年九月を参照。

- (17) 滋賀県社会課『滋賀県社会事業要覧』一九二二年、一八五～二〇四頁。こうした経緯のなかには、一九一一年(明治四四)の小桜慈恵救済財団(虎姫村大字小桜)や一三年(大正二)の南野大正会(武佐村大字南野)も位置づける必要があるが、この二つの部落は歴史的経緯からみて異なった観点から論じる必要があるので、小論では触れないことにする。

- (18) 前掲『滋賀県社会事業要覧』一八五～二〇四頁。
 (19) 浄土真宗本願寺派同朋運動変遷史編纂委員会編『同朋運動史資料一』同出版部、一九八三年、二五〇～二五二頁。

- (20) 「一九五〇年代の滋賀県部落解放運動をめぐる諸問題」『解放研究しが』八、一九九八年三月(以下、拙稿Bと略)。

- (21) 『共済』第四卷第九号(一九二八年九月)。滋賀県昭和会の前身は、一九二〇年(大正九)に創立された滋賀県自治協会が二三年(大正一二)に設置した融和部である(『融和事業年鑑』昭和二年版)。滋賀県昭和会の発足会は九月四日におこなわれたが、主な活動については、前

掲拙稿A二七一、二七四頁。

(22) 輯睦会、同仁会の詳細については前掲拙稿Aを参照。

(23) 『滋賀県市町村沿革史』第六卷(資料二)一九六三年、一五四頁。一八八八年八月一日付で、戸長から郡長にあてて出されたもの。なお「六ヶ村」とは、大町村をのぞく、目加田、吉田、上枝、下枝、沢、高野瀬の各村を指す。

(24) こうした経済状況はのちに内務省により「貧窮」と認識されることになる(「被圧迫部落概観調査」水平社博物館蔵)。なお、小論で考察対象としている六つの部落とは異なる例外的な部落も存在する。一つは、虎姫村小桜であり、いま一つは、寺庄村宝木である。前者は、県内有数の村内対立を内包しており、地域有力者と貧困層との確執が歴史的に蓄積されている(前掲拙稿B)。また、後者は、県水平社発祥の地であり、県内屈指の支部である宝木水平社も結成している(前掲拙稿A)。こうしたことから、この二つの部落については、別の視点から考察する必要がある。

(25) 秋定嘉和・渡部徹編『部落問題・水平運動資料集成』補巻一、三二書房、一九七八年、六五六―六五七頁。

(26) 同上、六五七頁。なお、この内容は、滋賀県知事から内務大臣宛てに通報されている。

(27) 『社会改善公道』第十一号(一九一九年九月十五日号)。

なお、これは「滋賀県地方課に於ける改善の原案」となっている。

(28) 『日本社会事業年鑑(大正十一年版)』一九二二年。

(29) 一九二〇年(明治四三)四月二三日には、「滋賀県令第二十七号」として「特種部落改良費県費補助規程」を施行し(『滋賀県公報』一〇二二号)、その後、一九二二年(大正一)九月三〇日に「滋賀県令第十一号」で改正(同号外)、さらに一九二四(大正三)九月二六日に再改訂している(同第二二三号)。

(30) 『中外日報』一九二一年五月一日付(前掲『同朋運動史資料二』)。

(31) 同上。

(32) こうした一連の動きは、一九三二年(昭和七)一二月の東西両本願寺部落寺院住職懇談会の開催を契機とする滋賀県寺院融和連盟の結成(三三年一月)へと連なっていく。

(33) 『融和時報』四十八号(一九三〇年一月一日付)。

付記 小論の作成にあたっては、資料の閲覧・提供に際して、京都部落問題研究資料センター、水平社博物館にお世話になった。記して感謝にかえたい。